

「次期 J-GATE 稼働に伴う取引制度の一部見直し等について」
に係る業務規程等の一部改正について

2016年5月17日
株式会社大阪取引所

I. 改正概要

1. 次期 J-GATE 稼働に伴う取引制度の一部見直し

(1) 取引時間の拡大

- a 指数先物取引に係る日中立会のレギュラー・セッション開始時刻の変更
 - ・ 日経平均VIX先物取引を除く指数先物取引に係る日中立会のオープニング・オークションの時刻及びレギュラー・セッションの開始時刻を午前8時45分に変更します。
- b 夜間立会の拡大
 - ・ 日経平均VIX先物取引に夜間立会を導入することとし、夜間立会のレギュラー・セッションの終了時刻を午後6時55分とし、クロージング・オークションを午後7時に行うこととします。
 - ・ 日経平均VIX先物取引を除く夜間立会のレギュラー・セッションの終了時刻を午前5時25分に変更し、クロージング・オークションを午前5時30分に行うこととします。
 - ・ J-NET取引の取引時間についても、合わせて拡大します。

(備考)

- ・ 業務規程第18条第1項第2号a
- ・ 業務規程第18条第1項第2号b
- ・ 業務規程第18条第1項
- ・ J-NET市場特例第4条第1項

(2) 立会方法の見直し

- a ノンキャンセル・ピリオドの導入
 - ・ オープニング・オークション及び夜間立会におけるクロージング・オークションの直前1分間において、当社が指定する商品に係る呼値（当社が定める条件に該当する過誤のある呼値を除く。）の訂正及び取消しを制限することとします。
- b 板寄せ方式による約定値段決定方法の一部変更
 - ・ 板寄せ方式による約定値段決定方法について、約定値段となり得る値段の範囲を変更します。
- c 最良指値条件の仕様及び名称の変更
 - ・ 効力を失う条件を変更します。

- ・ 業務規程施行規則第17条第1項第6号
- ・ 業務規程第24条第3項第1号
- ・ 業務規程施行規則第

<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称を対当値段条件とします。 d 指数オプション取引に係る呼値の制限値幅の見直し ・ 各銘柄の基準値段に応じて呼値の制限値幅を設定することとし、拡大値幅は先物取引制限値幅算定基準値に3%を乗じて得た数値とします。 	<p>15条第3項</p> <p>・業務規程施行規則第16条第2項及び第3項</p>
<p>(3) オプション取引に係る銘柄設定方法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> a T O P I X オプション取引に係る限月取引の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3月、6月、9月及び12月の限月取引の13限月取引及びそれ以外の直近6限月取引の19限月制取引とします。 ・ 権利行使価格の刻みを変更する時期について、残存期間が4か月となる月の第二金曜日から3か月となる月の第二金曜日に変更します。 b 有価証券オプション取引に係る権利行使価格の刻み幅の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利行使価格が1万円以上3万円未満の場合の刻みの幅を500円に縮小します。 c 申請に基づく権利行使価格の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券オプション取引を除くオプション取引において、取引参加者からの申請に基づき、権利行使価格を設定できることとします。 	<p>・業務規程第15条第2項第2号</p> <p>・業務規程第16条第3項第2号</p> <p>・業務規程第11条第2項</p> <p>・業務規程施行規則第9条の2第4項及び第10条第4項</p>
<p>(4) 誤注文に係る管理体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> a 当社が提供するハードリミット機能の使用義務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社市場への発注に当たり一定の数量又は金額以上の発注を禁止する制限を、当社が提供する注文の発注制限に係るシステムにより行うこととします。 b 自動発注システムの誤動作に係る管理の実施義務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者において、自動発注システムの誤動作による過大な発注及びポジションの発生に係る管理を実施することを義務付けます。 	<p>・取引参加者における注文管理体制に関する規則第6条</p> <p>・取引参加者規程施行規則第5条の5</p> <p>・取引参加者における注文管理体制に関する規則第8条</p>
<p>(5) J－NET取引制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> a 呼値の単位の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券オプション取引を除く全商品について、0.0001円又は0.0001ポイントの整数倍の値段 	<p>・J－NET市場特例の施行規則第3条</p>

	とします。	
b	呼値の値幅の変更	・ J－N E T 市場特例の施行規則第3条
	・ オプション取引に係る J－N E T 取引の呼値の値幅を変更することとします。	
c	J－N E T コンボ取引の構成銘柄数の変更	・ J－N E T 市場特例の施行規則第2条第2項
	・ 最大構成銘柄数を6銘柄とします。	
(6) その他		
a	ストラテジー取引に係る有効期間条件付注文の対象追加	・ 業務規程施行規則第15条第4項
	・ 全ての指数先物取引に係るカレンダースプレッド取引の注文において、指定期間条件を付すことができることとします。	
b	日経平均V I 先物取引における特別清算数値の算出方法の一部変更	・ 業務規程第36条第1項第7号等
	・ 日経平均オプション取引の日中立会開始以降の10分間における、日経平均先物取引及び日経平均オプション取引の立会の始めの約定値段を用いて算出した特別な数値とします。	
c	その他	
	・ その他、所要の改正を行うものとします。	
2. 新商品の導入		
(1) 東証マザーズ指数先物取引		
a	取引対象	・ 業務規程第5条第4号
	・ 東証マザーズ指数を取引対象とします。	
b	立会の区分及び取引時間	・ 業務規程第18条第1項第2号
	・ 立会は、日中立会（午前8時45分から午後3時15分まで）と夜間立会（午後4時30分から翌日の午前5時30分まで）に分かち、行うものとします。	
c	限月取引及びその数	・ 業務規程第7条第1項第1号及び第2項第3号
	・ 3月、6月、9月及び12月の限月取引の5限月取引制とし、各限月の第二金曜日（休業日に当たるときは順次繰り上げます。）の前日（休業日に当たるときは順次繰り上げます。）に終了する取引日を取引最終日とします。	

d 取引単位及び呼値	・業務規程第29条第2号e
(a) 取引単位	・業務規程第26条第8項第2号d
・ 東証マザーズ指数の数値に1,000円を乗じて得た額を1単位とします。	・業務規程施行規則第16条第2項第2号a及び第3項第2号a
(b) 呼値の単位	・業務規程第36条第1項第1号
・ 0.5ポイントとします。	・取引参加者料金等に関する規則別表1
(c) 呼値の制限値幅	・業務規程第5条第1号
・ 制限値幅算定基準値に8%（第一次拡大時は12%、第二次拡大時は16%）を乗じて得た数値（0.5ポイント単位で端数切捨て）とします。	・業務規程第18条第1項第2号
e 最終清算数値	・業務規程第7条第1項第4号及び第2項第7号
・ 取引最終日の終了する日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げます。）における株式会社東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場における各構成銘柄の売買立会の始めの約定値段（同日に約定値段がない銘柄については、当社が定める値段）に基づき算出した指数とします。	※取引最終日を「第三水曜日」から「第三水曜日の前日」に変更。
f 取引手数料	
・ 1取引単位につき、7円とします。	
(2) 台湾加権指数先物取引	
a 取引対象	・業務規程第5条第1号
・ 台湾加権指数を取引対象とします。	・業務規程第18条第1項第2号
b 立会の区分及び取引時間	・業務規程第7条第1項第4号及び第2項第7号
・ 立会は、日中立会（午前8時45分から午後3時15分まで）のみ行うものとします。	※取引最終日を「第三水曜日」から「第三水曜日の前日」に変更。
c 限月取引及びその数	
・ 連続する直近の2限月取引及びそれ以外の3月、6月、9月及び12月の3限月取引の5限月取引制とし、各限月の第三水曜日（台湾における該当日が台湾加権指数が算出されない予定の日に当たるときは、順次繰り下げます。）の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げます。）に終了する取引日を取引最終日とします。	
d 取引単位及び呼値	

(a) 取引単位	・ 台湾加権指数の数値に 100 円を乗じて得た額を 1 単位とします。	・ 業務規程第 29 条第 2 号 f
(b) 呼値の単位	・ 1 ポイントとします。	・ 業務規程第 26 条第 8 項第 2 号 f
(c) 呼値の制限値幅	・ 3 月、 6 月、 9 月及び 12 月の各月の末日（台湾における該当日が台湾加権指数が算出されない予定の日に当たるときは、順次繰り上げます。）における台湾加権指数の最終の数値に 10 % を乗じて得た数値（1 ポイント単位で端数切捨て）とします。	・ 業務規程施行規則第 16 条第 2 項第 2 号 d
e 最終清算数値	・ 当該限月取引と取引最終日の属する月が同じ TAIEX の台湾加権指数先物取引（TAIEX における台湾加権指数を対象とした先物取引をいいます。）の限月取引に係る最終清算数値と同じ値とします。	・ 業務規程第 36 条第 1 項第 5 号
f 取引手数料	・ 1 取引単位につき、40 円とします。	・ 取引参加者料金等に関する規則別表 1
g その他	・ J-NET 取引は実施しないこととします。	・ J-NET 特例第 1 条
(3) F T S E 中国 50 先物取引		
a 取引対象	・ F T S E 中国 50 インデックスを取引対象とします。	・ 業務規程第 5 条第 1 号
b 立会の区分及び取引時間	・ 立会は、日中立会（午前 8 時 45 分から午後 3 時 15 分まで）と夜間立会（午後 4 時 30 分から翌日の午前 5 時 30 分まで）に分かち、行うものとします。	・ 業務規程第 18 条第 1 項第 2 号
c 限月取引及びその数	・ 連続する直近の 2 限月取引及びそれ以外の 3 月、6 月、9 月及び 12 月の 2 限月取引の 4 限月取引制とし、各限月の末日（F T S E 中国 50 インデックスが算出されない予定の日に当たるときは、順次繰り上げます。）の前日（休業日又は香港における該当日が F T S E 中国 50 インデックスが算出されない予定の日に当たる	・ 業務規程第 7 条第 1 項第 5 号及び第 2 項第 8 号

ときは、順次繰り上げます。) を取引最終日とします。

d 取引単位及び呼値

(a) 取引単位

- FTSE中国50インデックスの数値に100円を乗じて得た額を1単位とします。

(b) 呼値の単位

- 5ポイントとします。

(c) 呼値の制限値幅

- 3月、6月、9月及び12月の各月の末日(香港における該当日がFTSE中国50インデックスが算出されない予定の日に当たるときは、順次繰り上げます。)におけるFTSE中国50インデックスの最終の数値に10%(第一次拡大時は15%、第二次拡大時は20%)を乗じて得た数値(5ポイント単位で端数切捨て)とします。

e 最終清算数値

- 取引最終日のFTSE中国50インデックスの最終の数値とします。

f 取引手数料

- 1取引単位につき、40円とします。

・業務規程第29条第2号f

・業務規程第26条第8項第2号c

・業務規程施行規則第16条第2項第2号e及び第3項第2号d

・業務規程第36条第1項第6号

・取引参加者料金等に関する規則別表1

(4) JPX日経インデックス400オプション取引

a 取引対象

- JPX日経インデックス400に係る指数プットオプション及び指数コールオプションを取引対象とします。

b 立会の区分及び取引時間

- 立会は、日中立会(午前9時から午後3時15分まで)と夜間立会(午後4時30分から翌日の午前5時30分まで)に分かち、行うものとします。

c 限月取引及びその数

- 3月、6月、9月及び12月の13限月取引及びそれ以外の直近6限月取引の19限月取引制とし、各限月の第二金曜日(休業日に当たるときは、順次繰り上げます。)の前日(休業日にあたるときは、順次繰り上げます。)を取引最終日とします。

d 権利行使価格及びその数

・業務規程第14条第2項第3号

・業務規程第18条第1項第2号

・業務規程第15条第1項第2号及び第2項第2号

(a) 新規設定

- 取引開始日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げます。）における最終のJPX日経400インデックスの数値に最も近接する500ポイントの整数倍の数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値。以下同じ。）及び当該数値に近接する上下各8種類の500ポイントの整数倍の数値とします。

・業務規程第16条第2項第3号等

(b) 追加設定

- イ 当該限月取引の残存期間が3か月となる月の第二金曜日が到来していない限月取引

- 前営業日における最終のJPX日経400インデックスの数値に最も近接する500ポイントの整数倍の数値を上回る（下回る）既存の権利行使価格（当該500ポイントの整数倍の数値から500ポイント刻みで連続して設定されているものに限る。）が連続して7種類以下となった場合、当該500ポイントの整数倍の数値を上回る（下回る）権利行使価格が当該500ポイントの整数倍の数値から500ポイント刻みで連続して8種類となるまで、既存の権利行使価格から500ポイント刻みで設定することとします。

・業務規程第16条第3項第3号等

ロ 前イ以外の限月取引

- 前営業日における最終のJPX日経400インデックスの数値に最も近接する250ポイントの整数倍の数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値。以下同じ。）を上回る（下回る）既存の権利行使価格（当該250ポイントの整数倍の数値から250ポイント刻みで連続して設定されているものに限る。）が連続して7種類以下となった場合、当該250ポイントの整数倍の数値を上回る（下回る）権利行使価格が当該250ポイントの整数倍の数値から250ポイント刻みで連続して8種類となるまで、既存の権利行使価格から250ポイント刻みで設定することとします。

・業務規程第16条第3項第3号等

e 取引単位及び呼値

(a) 取引換算額

- 1,000円とします。

・業務規程第14条第3項

(b) 呼値の単位

- 50ポイント以下の場合は1ポイント、50ポイントを超える場合は5ポイントとします。

・業務規程第26条第8項第5号c

(c) 呼値の制限値幅

- 基準値段に応じて呼値の制限値幅を設定することとし、拡大時は先物取引制限値幅算定基準値に3%を乗じて得た数値（5ポイント単位で切捨て）を拡大します。

・業務規程施行規則第16条第2項第5号c及び第3項第4号

f オプション清算数値

- 権利行使日（取引最終日の終了する日の翌日（休業日に該当する場合は、順次繰り下げます。）をいいます。）の中立会終了後に定めるものとし、同日における株式会社東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場における各構成銘柄の売買立会の始めの約定値段（同日に約定値段がない銘柄については、当社が定める値段）に基づき算出した指数とします。

・業務規程第40条

g 取引手数料

- 1取引単位につき、40円とします。

・取引参加者料金等に関する規則別表1

3. 取引手数料の一部見直し

- 新商品に係るギブアップ負担金及び取消料を定めます。
- 一部商品に係る取引手数料率等を変更します。
- デリバティブ売買システム接続料の額を変更します。

・取引参加者料金等に関する規則第2条第5項及び第6項

・取引参加者料金等に関する規則別表1及び別表2

・取引参加者料金等に関する規則別表3

(注) 上記の規則名の略称は以下のとおり。

- J-NE T市場特例：J-NE T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例

II. 施行日

- 2016年7月19日から施行します（その他所要の改正に関する事項の一部については、施行日を2016年5月17日とします。）。ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、当該日に施行することが適当でないと当社が認める場合には、同日後の当社が定める日から施行します。

以上